

ケーブルプラス電話サービスに係る工事および請求等に関する規約

(適用)
第1条 本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に基づき、KDDIが浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という。)の設備を介して提供するケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という。)の開始または終了に必要なケーブルプラス電話接続回線の引込、移設および撤去に係る工事ならびに終端装置の設置、移設および撤去に係る工事、その他ケーブルプラス電話の安定供給に必要な保守に係る工事(以下「ケーブルプラス電話に係る工事」という。)および料金の請求等について適用されます。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(工事の承諾および契約者の履行義務)

第3条 当社の設備を介してケーブルプラス電話の提供を受けようとする者が、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」を承認のうえ、所定の加入申込書を当社に提出した時点をもって、当該申込者は、ケーブルプラス電話に係る工事について、当社指定の機器、工法により、すべて当社または当社の指定する業者(以下「当社指定業者」)が行うことを承諾したものとします(以下ケーブルプラス電話加入申込書に基づくKDDIへの諸手続が完了した当該申込者を「契約者」という。)。なお、終端装置は当社が提供し、所有権は当社に帰属します。

2 契約者は、ケーブルプラス電話に係る工事を行うために必要があるときは、当社または当社指定業者が契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入ることができるものとします。この場合、当社または当社指定業者は事前に契約者の承諾を得るものとし、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者は、契約者の責任において、あらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとします。

3 契約者は、ケーブルプラス電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含む。)または建物内等において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

4 契約者は、当社が設置した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、または線条その他の導体を接続しないこととします。

5 契約者が、終端装置破損または紛失した場合には、契約者は、当社が別に定める機器破損・紛失補償費を支払うものとします。

(工事費の支払い義務)

第4条 契約者は、ケーブルプラス電話に係る工事費を負担するものとし、その額は別に定めることとします。ただし、工事の着手前に契約の解除またはその工事の請求の取り消しがあつたときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事完了後または工事の着手後完了前に契約の解除またはその工事の請求の取り消しがあつた場合は、契約者は、その工事に要した額を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、当社が別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(ケーブルプラス電話に係る債権の譲渡等)

第5条 契約者は、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより、契約者に対するKDDIの債権を当社が譲り受け、当社が契約者に当該債権を請求することを承認していただきます。この場合、当社およびKDDIは、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

(料金の支払い方法等)

第6条 契約者は、ケーブルプラス電話に係る工事費および前条に基づきKDDIが当社に譲渡した債権に相当する額(以下「ケーブルプラス電話に係る料金」という。)を、当社の指定する期日に金融機関の預金口座振替、自動払込またはクレジットカードにより支払うものとします。

- 2 契約者は、ケーブルプラス電話に係る料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- 3 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(サポート)

第7条 契約者は、ケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備、利用様態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告するものとします。

- 2 当社は、前項の申告により、当社およびKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」という。)のための手配を行うものとします。ただし、ケーブルプラス電話の利用環境、様態のほか、申告の時間帯等により、サポートができない、またはサポートに時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備、利用様態に問題がある場合、ならびに当社またはKDDIの責めに帰すことのできない事由により契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合には、当社は前項のサポートの責めを負わないものとします。

(契約者によるケーブルプラス電話契約の解除)

第8条 契約者は、ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、解除を希望する10日以上前に、文書により当社へ申し出るものとします。

- 2 前項による解除の場合、当社は、当社の設備を撤去するものとします。この場合、設備の撤去は、第3条の規定により当社または当社指定業者が行うものとし、第4条の規定により、契約者は、その工事に要する費用を負担するものとします。
- 3 前項の設備の撤去に伴い、契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者は、その復旧に係る費用を負担するものとします。

(承諾の限界)

第9条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、または契約者が、ケーブルプラス電話に係る料金その他当社に対する支払いを現に怠り、もしくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、その理由を契約者に通知したうえでその請求を承諾しないことがあります。ただし、本規約および「ケーブルプラス電話サービス契約約款」において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(個人情報の取り扱い)

第10条 当社は、「ケーブルプラス電話契約約款」で規定するケーブルプラス電話サービス取扱所として取得したお客様の個人情報を、当社ならびにKDDIが取り扱う商品のご案内、募集および販売等(契約の維持管理を含みます。)に利用いたします。また、当該個人情報は、KDDIに提供され、KDDIの業務に必要な範囲で利用されます。

- 2 当社は、当該個人情報を前項の規定によるほか、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」により取り扱うものとします。

附則 本規約は、平成21年5月18日から施行します。